

会費についての細則

第1条

正会員の会費の年額を以下のように定める。

教会数	年会費
1	30,000円
2-49	60,000円
50-99	120,000円
100以上	250,000円

第2条

準会員の年会費は、当該準会員と理事会の話し合いによって定めるものとする。準会員の会費改定が必要と認められる場合、理事会は適正と思われる額について、準会員と話し合いの上でこれを定めることができる。

第3条

教会が準会員である場合の年会費は正会員の場合と同額とする。

第4条

賛助会員の年会費は一口5,000円とする。個人の場合は年一口以上、教会、団体等の場合は年二口以上とする。